

第6号様式(第10条関係)

印←捨印(任意、交付申請書の印鑑と同一のもの)

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

日付は記入しないでください→ 年 月 日

木更津市長 様

届出者 住所 木更津市潮浜1-1

氏名 木更津 一郎 印

交付申請書の印鑑と同一のもの↑

電話番号 0438-36-1442

↓記入しないでください

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑してください。	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input checked="" type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備
補助金交付決定額	140,000円
工事完了日 ※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては自動車検査証の登録日	▲▲年 ▲月 ▲日

下記を確認し、該当するものに☑してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象設備は未使用品(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては新車)である。
<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。

(実績報告書の添付書類)

【共通】

- 補助対象設備の概要 (第6号様式別紙)
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し^{※1}

※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。

- 住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム (エネファーム)】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類←住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類((1)売電明細(売電明細はゼロでも可)の写し、(2)太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真、(3)「接続契約のご案内」の写し又は「特定契約締結完了のお知らせ」の写しのいずれか)

【窓の断熱改修】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し[※]

※ 窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）
- 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が要綱別表第2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類←住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類((1)売電明細(売電明細はゼロでも可)の写し、(2)太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真、(3)「接続契約のご案内」の写し又は「特定契約締結完了のお知らせ」の写しのいずれか)
- 自動車検査証記録事項の写し
- 要綱別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類←充電設備 又は V2H 充放電設備保証書の写し、設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真のいずれか

【V2H充放電設備】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表2「V2H充放電設備」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類←住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類((1)売電明細(売電明細はゼロでも可)の写し、(2)太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真、(3)「接続契約のご案内」の写し又は「特定契約締結完了のお知らせ」の写しのいずれか) 及び 自動車検査証の写し

【集合住宅用充電設備】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
- 上記の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し※
※ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限り必要。
- 要綱別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真